

海外における性犯罪者登録義務制度の概要 (No.1)

資料 6

	イギリス	カナダ	フランス	オーストラリア
登録義務制度の目的	○性犯罪者対策の目的は、再犯防止により国民を保護し、潜在的な被害者を減少させること。 「公衆保護・再犯防止」 ○対策の3要素の一つとして、性犯罪者登録制度が設けられている。 1997年「性犯罪者法」⇒2003年「性犯罪法」	○一定の性犯罪につき有罪宣告を受けた者に対して、住所等の届出義務を課し、更新・蓄積された届出情報を警察の捜査に役立てる。 ○性犯罪者のプライバシー及び犯罪者の社会復帰を尊重すべきであると規定されている。 2004年「性犯罪者情報登録法」連邦法	○性犯罪、特に年少者に対する性的暴行等で凶悪な犯罪を行った者が再度同じ犯罪を繰り返さないこと、未成年者の保護を図ること、性犯罪が発生した場合に捜査を容易にすること 2004年「犯罪の進化に司法を適合させるための法律」により、「性犯罪者に対する司法データベース」が創設され、2005年から施行。	○第一義的に州による立法によって、規律。 ○クイーンランド州法の場合 釈放後の所在情報等を地域の警察に把握させることにより、再犯の防止及び犯罪の捜査・訴追を容易にすること。 2004年「子どもの保護(犯罪者報告)に関する法律」により改正。 1989年登録制度導入
性犯罪の範囲	○強姦、挿入による暴行、性的暴行の犯罪 ○暴力的性犯罪に限らない。 「売春及びポルノグラフィによる児童虐待」「売春の搾取」「予備的行為」 「その他の罪」として、性器の露出、のぞき、猥姦、公衆トイレでの性的行為など幅広く定義	○強姦、性的暴行など一定の性犯罪	○強姦、拷問若しくは野蛮な行為が先行する、又はこれらの行為を伴う故殺若しくは謀殺の罪 ○強姦及び未成年者又は社会的弱者に対する強姦以外の性的攻撃の罪 ○未成年者に対する墮落助長、未成年者のポルノ制作・頒布等、未成年者売春の罪	○18歳未満の者に対する性犯罪又は、重大な犯罪(殺人、強姦、児童ポルノの罪等)
対象者	○有罪判決を受け、若しくは警告を受けた者 ○精神障害により無罪とされた者若しくは精神上の無能力状態で行為をした者 ○警察による警告を受けた者 (軽微な犯罪について、被疑者同意のもと、警察官が警告を与え、刑事訴追は行わない制度)	○有罪宣告を受けた者 ○精神障害のため責任能力なしと判断された者	○確定判決であるか否かを問わず、有罪判決がなされた場合 ○検事正の命令による刑事仲裁がなされた場合 ○責任無能力を理由とする予審免訴又は無罪判決がなされた場合 等	○有罪宣告を受けた者
対象情報	○生年月日、国民保険番号、届出時の氏名その他通称、届出時の住所、届出義務を通知された時点の氏名及びそれを使用していた場所、届出義務を通知された時点の住所、その他英国内の居所 ○警察の要請があった場合は、指紋採取・写真撮影に応じることとされている。	○氏名、仮名、生年月日、主たる住所及び従たる住所、仕事に従事する場所、参加する教育機関の場所、電話番号(仕事場所、携帯を含む)、身長・体重、判別可能な身体的特徴 ○情報の受理者は、登録目、髪の色を記録し、写真を撮影することができる。	○氏名、生年月日、身体的特徴、住所、住居指紋、写真、犯罪歴、精神状態や人格障害の治療歴等	○氏名、生年月日、住所又は居所、同じ世帯に住む子どもの氏名と年齢、仕事の内容、雇主の氏名、仕事場所、保有又は運転する車等を警察に登録する。顔写真も提出。 ○警察が登録者の同一性について、十分な情報が得られない時は、指紋を採取し又は写真を撮影する権限がある。
登録期間	○刑の重さ等に応じて、2年、5年、7年、10年無期限。 30月以上の自由刑の場合は、終身にわたり届出義務。	○比較的軽微な事案の場合は、10年間。 ○その他は終身登録。	○重罪又は10年以下の拘禁刑の軽罪は、30年 ○その他の場合は、20年	○犯罪の重軽及び罪数により、 ①8年、②15年、③終身 終身の場合、15年以上経過等の要件を満たす場合に最高裁判所に登録停止を申し立てることができる。
登録手続き	○判決、警告、釈放の日から起算して、3日以内に地域所轄の警察に出頭して届け出を行う。 ⇒自由刑からの釈放後3日以内に届出。	○届出は主たる住所地を管轄する登録センターに行く。 ○15日以内に届け出なければならない。	○国立犯罪記録保管所が登録義務者に対して、登録義務の内容及び手続き並びに履行しなかった場合の罰則等に関する内容を通知 ○居住地の国家警察又は国家憲兵隊地域本部へ自ら出頭するか書留郵便にて届出	○登録義務の告知は、裁判所、監督機関又は、警察が登録義務の存在と義務を怠った場合の結果について文書で通告。 ○登録義務履行期限は、拘束を解かれた日から28日以内。
更新手続き、変更手続き	○届出に変更があった場合は、変更日から3日以内に届出。 ○初回届出、変更届出後1年以内に定期届出。毎年1回、届出内容を更新。 ○7日以上滞在する場合は、滞在地を届出 ○海外渡航届出として、3日以上国外に渡航する場合は、届出	○住所、氏名等の届出に変更があった場合 ○連続して15日以上住所を離れる場合 その旨を届けなければならない。	○年1回、自己の居住地を証明する書類を提出しなければならない。 ○重罪又は10年以下の拘禁刑に処せられる軽罪の場合は、6か月ごとに国家警察又は国家憲兵隊地域本部に出頭して定期的に住所等の証明をしなければならない。 ○住所を変更した場合には、その都度、15日以内に変更の申告を行う義務がある。	○毎年1回の更新義務、住所等登録事項の変更、州外への14日以上旅行の届出義務、旅行からの帰還又は、中止についての届出義務。
届出義務違反の罰則	○届出の不履行や虚偽の届出等の違反 ・略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑又は、5,000ポンド以下の罰金 ・正式起訴の場合は、5年以下の拘禁刑	○故意に、虚偽の情報又は誤解を与える情報を届けた場合において、 10,000ドル以下の罰金又は6月以下の自由刑に処せられる。	○登録義務を履行しない場合は、 2年以下の拘禁刑及び3万ユーロの罰金に処せられる。	○正当な理由なく登録を怠り、また、故意に虚偽の情報又は、誤解を与える情報を告知したものは、11,250豪ドルの罰金又は、2年の自由刑に処せられる
性犯罪登録制度の施行日以前に行われた犯罪への届出義務	○施行日時点において、自由刑に処せられている等身体の拘束を受けている場合は、遡及的に届出義務を課す。	○州の司法長官又は準州の司法大臣の通告による場合は、法施行時以前に行われた犯罪について、一定の範囲で遡及的に登録義務を課す。	確認できず	○施行日時点において、自由刑に服しているか、監督命令に服している者には、登録義務が課せられる。

※参考文献 レファレンスNo.655「性犯罪者情報の管理・公開」、「2008 法務総合研究所研究部報告38」